

令和8(2026)年度



栃木県職員（社会人対象）採用試験（7月募集）

受験案内

栃木県人事委員会

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20（県庁南館1階）TEL 028-623-3313

栃木県ホームページ

栃木県職員採用

検索



申込受付期間：7月10日（金）午前8時30分～7月31日（金）午後5時15分

申込方法：インターネット申込み

第1次試験受験期間：8月20日（木）～9月8日（火）

【令和8(2026)年度試験の主な変更点】

・社会人対象の採用試験を年2回実施します。（3月募集、7月募集）

・「行政（福祉型）」を（7月募集）において新たに実施します。

※（3月募集）では、化学、農業、林業、総合土木を募集しました。

※（7月募集）では、行政、行政（福祉型）、化学、農業、林業、総合土木、電気、警察行政、保健師を募集します。

※（3月募集）と（7月募集）は併願が可能です。ただし、（3月募集）における最終合格者が（7月募集）に申し込んでいる場合は、（7月募集）を辞退扱いとします。

【試験の特徴】

- ・この試験では、これまでの様々な経験を生かして、栃木県のために貢献したいという意欲を持つ方を求めています。
- ・また、栃木県にUIターンしたいとお考えの方もお待ちしております。
- ・なお、この試験は、就職氷河期世代の方も受験対象となっています（R8.4.1時点で29～60歳の方が受験可能）。
- ・第1次試験は、民間企業の採用試験でも使用されている基礎能力検査【SCOA】を実施し、専門試験はありません。全国47都道府県にあるテストセンターで受験が可能です。

1 職種、採用予定者数、職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
行 政	25 名程度	知事部局、教育委員会等の本庁又は出先機関（県立学校を含む。）に勤務し、各種施策の企画立案、許認可等の様々な一般行政事務に従事します。
行政(福祉型)	3 名程度	知事部局（主に保健福祉部）の本庁又は出先機関に勤務し、児童相談所における児童虐待の防止や児童・保護者への支援・指導、健康福祉センターでの生活困窮者等への支援を行うほか、福祉に関する各種施策の企画立案や推進等に従事します。
化 学	1 名程度	知事部局等（主に環境森林部）の本庁又は出先機関に勤務し、産業廃棄物や気候変動などの環境問題に関する企画立案や指導、水質・大気の常時監視や検査等の専門的な業務に従事します。
農 業	2 名程度	知事部局等（主に農政部）の本庁又は出先機関に勤務し、農業施策の企画立案や農業の担い手の確保・育成、新技術の開発・普及、農産物のブランド力強化等の専門的な業務に従事します。
林 業	1 名程度	知事部局等（主に環境森林部）の本庁又は出先機関に勤務し、林業の経営指導、治山林道工事、鳥獣被害対策等の専門的な業務に従事します。
総合土木	4 名程度	知事部局等（主に県土整備部、農政部）の本庁又は出先機関に勤務し、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理に関する企画、設計、施工監理等の専門的な業務に従事します。
電 気	2 名程度	企業局、知事部局（主に産業労働観光部、県土整備部）の本庁又は出先機関に勤務し、公営企業の経営に関する企画立案、発電所や水道施設の設備の設計・施工や運転・保守管理、新規電源開発などのほか、地域企業向けの研究業務、県有施設の営繕業務に従事します。
警察行政	2 名程度	警察本部又は警察署等に勤務し、警務、会計、厚生、情報管理等の様々な警察行政事務に従事します。
保 健 師	2 名程度	知事部局等（主に保健福祉部）の本庁又は出先機関に勤務し、精神保健や難病に関する相談、健康教育、感染症対策等の専門的な業務に従事します。

(注) 1 採用予定者数は、欠員の状況等により変更する場合があります。

2 受験の申込みは、いずれか一つの職種に限ります。

3 「警察行政」は、専ら上記勤務場所において業務に従事するものであり、知事部局への異動等他の任命権者との交流はありません。

2 受験資格

(1) 年齢、職務経験等

職 種	年齢、職務経験等
行 政 行政(福祉型)	・昭和40(1965)年4月2日から平成9(1997)年4月1日までに生まれた人
化 学	下記の要件を全て満たす人 ・昭和40(1965)年4月2日から平成9(1997)年4月1日までに生まれた人 ・令和8(2026)年6月末日時点において、産業廃棄物・気候変動等の環境対策、水質・大気等の監視・検査等、化学関連の職務経験を計3年以上有する人
農 業	下記の要件を全て満たす人 ・昭和40(1965)年4月2日から平成9(1997)年4月1日までに生まれた人 ・令和8(2026)年6月末日時点において、農産物の生産・流通・加工、農業技術・農業経営の指導支援、農業に関する調査・研究開発、農業行政・農業教育等の職務経験を計3年以上有する人

林業	下記の要件を全て満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和40(1965)年4月2日から平成9(1997)年4月1日までに生まれた人 ・令和8(2026)年6月末日時点において、治山・林道等の計画・設計・施工管理・維持管理業務、林業技術の普及指導、林業・木材産業に関する生産・流通、森林・林業・野生生物に関する試験研究及び調査等の職務経験を計3年以上有する人
総合土木	下記の要件を全て満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和40(1965)年4月2日から平成9(1997)年4月1日までに生まれた人 ・令和8(2026)年6月末日時点において、道路、河川、砂防、まちづくり、公共交通、農地整備、農業水利施設、農道等の計画・設計・施工管理・維持管理業務等の職務経験を計3年以上有する人
電気	下記の要件を全て満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和40(1965)年4月2日から平成9(1997)年4月1日までに生まれた人 ・令和8(2026)年6月末日時点において、電気設備の設計、施工管理、保守管理等の職務経験を計3年以上有する人
警察行政	・昭和62(1987)年4月2日から平成9(1997)年4月1日までに生まれた人
保健師	下記の要件を全て満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和40(1965)年4月2日から平成9(1997)年4月1日までに生まれた人 ・令和8(2026)年6月末日時点において、保健師の免許取得者で、保健師、助産師又は看護師としての職務経験を計3年以上有する人

【職務経験に関する注意事項】

① 「職務経験」とは、会社員、公務員、各種法人・団体職員、自営業者（勤務内容・時間等の証明ができるもの）として、週29時間以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験が該当します。

ただし、雇用期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用契約が更新され、同一の勤務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。

職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てます。

なお、在職中に連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験から除きます。

② 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか1つの職歴に限ります。

③ 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、受験資格を満たす職務経験が確認できない場合は採用されません。

(2) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

① 日本の国籍を有しない人（ただし、保健師については、日本国籍を有しない人も受験できますが、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。また、就職が制限されている在留資格の人は受験できません。）

② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

③ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	試験種目	日 時	場 所	合格者発表
第 一 次 試 験 ※ 1	基礎能力検査 適性検査 【SCOA】	8月20日(木)～9月8日(火) のうち <u>受験者が選択する1日</u>	全国にあるテストセンターのうち <u>受験者が選択する会場</u>	第1次合格者は、9月25日(金)(予定)に受験番号を県ホームページに掲載して発表します。 ※文書での通知は行いませんので、必ず各自で確認してください。
第 二 次 試 験 ※ 2	論文試験	10月17日(土)	栃木県庁本庁舎等	最終合格者は、12月3日(木)(予定)に受験番号を県ホームページに掲載して発表します。 ※文書での通知は行いませんので、必ず各自で確認してください。
	口述試験Ⅰ 口述試験Ⅱ 【同日実施】	[行政・警察行政] 10月31日(土)、11月1日(日) のいずれか指定する1日 [行政(福祉型)・化学・ 農業・林業・総合土木・ 電気・保健師] 11月21日(土)、22日(日) のいずれか指定する1日		

※1 本受験案内「8 第1次試験」を御覧ください。

※2 具体的な日時や提出資料等は、第1次合格者発表と併せて栃木県人事委員会ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>)



4 試験の種目、配点及び内容

区分	試験種目	配点	内 容	
第 一 次 試 験	基礎能力検査 (45分)	75点	一般的知識及び知能について、パソコンを用いた択一式による試験を行います。 70題出題、全問必須解答。 [行政・行政(福祉型)・警察行政] 大学卒業程度(社会人向け) [化学・農業・林業・総合土木・電気・保健師] 高校卒業程度(社会人向け)の問題です。 出題分野は、いずれも文章読解能力、数的能力、論理的思考能力です。	
	適性検査 (30分)	—	職務遂行に必要な素質及び適性を有するかについて検査します。	
第 二 次 試 験	行 政 警 察 行 政	論文試験 (90分)	75点	自己アピール論文として、これまでの経験により培われた知識や能力について、記述式による筆記試験を行います。1,100字程度。
		口述試験Ⅰ (約40分)	110点	あらかじめ提示した課題について受験者1名当たり2分程度(1グループ5名程度)で企画提案をした後、受験者間で質疑応答等を行う集団試験を行います。 (参考)令和7(2025)年度課題：気候変動対策について
		口述試験Ⅱ (約30分)	240点	主として人物について、個別面接による試験を行います。 ※冒頭の2分間、これまでの経験とそれを公務にどう生かそうとしているかについてプレゼンテーション(2分)を行っていただきます。
	行政(福祉型) 化 学 農 業 林 業 総 合 土 木 電 気 保 健 師	論文試験 (90分)	75点	技術論文として、民間企業等における職務経験により培われた専門的な知識等について、記述式による筆記試験を行います。1,100字程度。 [行政(福祉型)]では、公的扶助分野、児童福祉分野から出題します。 その他の職種の昨年度の課題は別表のとおりです。
		口述試験Ⅰ (約30分)	110点	民間企業等における職務経験の内容とそれを公務にどう生かそうとしているかについてプレゼンテーション(5分)を行っていただき、その後、民間企業等における職務経験により培われた専門的な知識等について、試験員との間で質疑応答を行う方式による個別面接試験を行います。
		口述試験Ⅱ (約30分)	240点	主として人物について、個別面接による試験を行います。
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。	

(備考)

- 1 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、基礎能力検査、論文試験及び口述試験Ⅱの得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- 2 試験問題（基礎能力検査）の一部例題を公表しています。例題の数は3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページにおいて閲覧できます。

5 採用

最終合格者は、令和9(2027)年4月1日採用予定です。

令和8(2026)年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務に従事する職員（児童相談所の職員のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの等）については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

①試験区分「行政（福祉型）」について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、文書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

②試験区分「行政（福祉型）」以外について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめ御了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

6 給与

初任給は、職歴や学歴等を考慮の上、決定されます。例えば、①採用時の年齢が35歳で、大学卒業後、民間企業等での正社員としての職務経験年数が13年の場合の初任給は次の初任給①とおりです。また、②採用時の年齢が45歳で、大学卒業後、民間企業等での正社員としての職務経験年数が23年の場合の初任給は次の初任給②とおりです。（下記金額は地域手当4.0%（県内勤務の場合）を含んだ額です。なお、採用前の経歴の種類等により金額は異なります。）

(令和8(2026)年4月1日現在)

区 分	初任給①	初任給②	主として関係する職種
行政職給料表適用者	約32万円	約34万円	行政職及び下記を除く技術系職種
研究職給料表適用者	約34万円	約36万円	指定された試験場、研究所等に勤務し、試験研究業務又は調査研究業務に従事する技術系職種
医療職給料表（三）適用者	約33万円	約37万円	保健所等に勤務する保健師

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されるほか、期末・勤勉手当が6月と12月の年2回、合わせて平均4.65か月分（本県における在職期間等によって異なります。）支給されます。

なお、採用時の職位は「主事・技師・保健師」又は「主任」とします。

※給料月額は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準（60歳以上で受験した方は、通常の初任給決定額の7割水準）となります。

7 受験申込手続

電子申請（インターネット申込み）で申し込んでください。**受験に当たっては、メールアドレスが必要**です。

なお、車椅子を使用するなどテストセンターでの受験に際して要望のある方は、申込みの際にその旨を所定の欄に記載してください。

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」のページを必ず最後まで読んでから申し込んでください。 ・電子申請による申込後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されますので、必ず内容を確認してください。このメールが届かないときは、申込みがなされていないので、速やかに栃木県人事委員会事務局（TEL028-623-3313）まで電話でお問い合わせください。 ・受験資格の有無を確認する必要がありますので、これまでの職歴については、全ての欄を正確かつ具体的に記載してください。 ・申込審査時に必要に応じて、栃木県人事委員会事務局の電話又はメールにより連絡をする場合があります。その後の手続きが遅延し受験ができなくなる可能性がありますので、<u>確実に連絡が取れるようにしてください。</u> ・申込審査終了後、「審査終了と受験番号通知票発行のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。）） ・3日経過しても「審査終了と受験番号通知票発行のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに栃木県人事委員会事務局に電話でお問い合わせください。 ・申込完了後に表示される整理番号・パスワードは申込状況の確認や受験番号通知票のダウンロードを行う際に必要となりますので、必ず控えておいてください。
申込受付期間	<p>7月10日(金)午前8時30分～7月31日(金)午後5時15分（受信有効） ※受付終了時刻までに受験申込データを受信完了したものに限り受け付けます。</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。 ・電子申請システムの臨時保守のため、申込受付期間でも申込みができない場合があります。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。



8 第1次試験

第1次試験は、受験者自身がテストセンター会場の受験予約を行う必要があります。以下の内容をよく確認し、9月8日(火)までに受験してください。**受験期間内に受験しなかった場合は、棄権したものとみなします。**

(1) 受験の流れ

- ① 栃木県人事委員会事務局から「受験依頼メール」を電子申請システムで受験者が入力したメールアドレスに送信します。（8月7日(金)送信予定）
 ※「@cibt-s.com」ドメインのメールを受信できるようにあらかじめ設定しておいてください。
 ※「受験依頼メール」に記載の注意事項をよく確認してください。
- ② 「受験依頼メール」を送信後、栃木県人事委員会ホームページでその旨お知らせします。
 ※「受験依頼メール」が届かない場合は、**8月18日(火)までに栃木県人事委員会事務局(TEL028-623-3313)に必ず電話でお問い合わせください。**
- ③ 受験者は「受験依頼メール」に記載のURLから受験する会場・日時をWeb上で予約してください。
 ※各テストセンター会場の申込状況によっては、希望する会場・日時で受験できない場合があります。
 ※テストセンターの受験におけるトラブルについては、県では一切責任を負いません。
- ④ 各自予約した日時・会場で受験してください。
 ※受験当日は、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、学生証などで有効期限内のもの）を持参してください。

(2) 合格発表

第1次試験の可否は、9月25日(金)午後1時(予定)に県ホームページに掲載して発表します。**受験番号は、電子申請システムでの受験申込手続後に電子申請システムから各自ダウンロードする「受験番号通知票」で御確認ください。**

また、合格発表と併せて第2次試験に関する事項（試験日程、提出書類、口述試験I課題〔行政・警察行政〕、各種様式（面接カードI〔口述試験I〔行政(福祉型)・化学・農業・林業・総合土木・電気・保健師〕で使用）、面接カードII〔口述試験II〔全職種〕で使用〕、受験票）等を掲載します。

※口述試験日は指定します。受験者の都合による試験日の変更は認められません。

9 試験結果の情報提供

試験の結果については、口頭で情報提供を求めることができます。情報提供を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）を持参して、栃木県人事委員会事務局にお越しください。電話、はがき等による申出はできません（棄権者は申出できません。）。

申出のできる人	提供期間	提供する内容	提供場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点 及び総合順位	栃木県人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

令和7(2025)年度栃木県職員（社会人対象）採用試験実施状況

職 種	受験者数	合格者数	競争倍率
行 政	401名	23名	17.4倍
化 学	11名	3名	3.7倍
農 業	23名	8名	2.9倍
林 業	5名	3名	1.7倍
総合土木	13名	7名	1.9倍
電 気	14名	3名	4.7倍
警察行政	12名	1名	12.0倍
保 健 師	13名	5名	2.6倍

【別表】

令和7(2025)年度論文試験課題〔化学・農業・林業・総合土木・電気・保健師〕

※課題1又は課題2のいずれか1つを選択して解答

職 種	出 題 内 容
化 学	<p>〔課題1〕 気候変動問題は、私たち一人ひとり、この星に生きるすべての生き物にとって避けることができない喫緊の課題であり、地球規模での対策が求められている。我が国においては令和7年2月に新たな「地球温暖化対策計画」を策定し、2035年度に温室効果ガスを2013年度から60%削減することとした。この目標の達成に向け、エネルギー基本計画と一体となったエネルギー転換や、脱炭素型の暮らしへの転換が求められている。</p> <p>こうしたことを踏まえ、地球温暖化による本県への影響をどのように捉えているのか、また、本県の特徴（気候、地理的要因、交通、産業等）を活かし、どのような取組を進めていくべきか、あなたの考えを述べなさい。</p> <p>〔課題2〕 近年、公害の様態は、かつての大規模な産業型公害（水俣病やイタイイタイ病など）から都市型・生活環境型に変化している。</p> <p>公害対策として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境関連法令により、一定の要件に係る施設や工場には、届出義務や排出基準の遵守義務が課せられているが、公害苦情相談では、これら法令の規制が適用されない工場・事業場（いわゆる未規制事業場）に対する苦情も多く寄せられている。</p> <p>そこで、未規制事業場に対する公害苦情相談について、具体的な事例（排水基準がかからない工場からの排水や小型焼却炉からの排煙など）を一つ想定し、相談者、事業者に対してどのように対応していくか、また、事業者に改善の意向が示されない場合にはどのように対応していくか、あなたの考えを述べなさい。</p>
農 業	<p>〔課題1〕 令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」の基本理念として、食料安全保障の確保、農業の持続的発展、多面的機能の発揮、環境と調和のとれた食料システムの確立、農村の振興が挙げられ、これらを実現するための具体的な施策の方向性を示した「食料・農業・農村基本計画」が、本年4月に策定された。</p> <p>本県は、農業産出額が全国第10位（令和5年）であるが、農業従事者の減少や気候変動など、農業生産において多くの課題に直面している。このような中、食料自給力を確保する上で、県としてどのような取組が必要か、あなたがこれまでの職務で培った知識や経験を踏まえ、考えを述べなさい。</p> <p>〔課題2〕 農業の現場では、深刻な労働力不足に対応し、より効率的な生産・流通を実現するため、デジタル技術を活用したスマート農業の推進が図られている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本県の農業の現状や課題を考慮した上で、県としてどのような取組が必要か、あなたの考えを述べなさい。</p>
林 業	<p>〔課題1〕 森林は、原生的な天然林から人工林まで、多様な生育段階や樹種の森林が存在し、生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。</p> <p>本県の森林面積は県土の約54%を占めており、森林における民有林の56%がスギを主体とした人工林となっている。</p> <p>これらの単一樹種による人工林に関し、生物多様性への負の影響と生物多様性を高める林業経営について、あなたの考えを述べなさい。</p> <p>〔課題2〕 森林資源の充実等により、日本の木材自給率は、2002年の18.8%を底に、2023年は43.0%まで回復した。</p> <p>本県では、県土面積の約54%を森林が占め、戦後、植林したスギ・ヒノキなどの人工林が本格的な利用期を迎えており、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を進めることが重要となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後、県産木材の利用拡大に向け、県としてどのように取り組むべきか、あなたの考えを述べなさい。</p>

総合土木	<p>〔課題 1〕</p> <p>高度経済成長期以降に集中的に整備された道路、河川、上下水道、農業用水利施設等のインフラ施設の老朽化が顕著となっている中、その必要な機能・性能を維持することは、県民の安全・安心かつ豊かな暮らしを実現する上で必要不可欠な要素である。そのためには、インフラ施設のメンテナンスを戦略的かつ計画的に進めていくことが重要である。</p> <p>一方で、人口減少や少子高齢化等の進行により財源や人的資源に限りがあることも踏まえて、その取組を推進する必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、戦略的メンテナンスによるインフラ施設の持続的な機能発揮を図るに当たり生じる課題と対応策について、あなたの考えを述べなさい。</p> <p>〔課題 2〕</p> <p>人口減少や少子高齢化等の進行に起因する労働力不足は、建設業においても深刻な問題である。</p> <p>国や県では、少ない人数で、安全かつ快適な環境で働く生産性の高い産業の実現に向けて、働き手の待遇改善のための環境整備やインフラ整備等における新技術の活用推進など、様々な取組を行っているところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、将来にわたり担い手を確保し生産性の向上を図るに当たり生じる課題と対応策について、あなたの考えを述べなさい。</p>
電気	<p>〔課題 1〕</p> <p>電気設備の老朽化が進む中、突発的な事故や故障、災害による影響を最小限に抑えるためには、適切な保守管理と計画的な修繕等が求められる。</p> <p>特にライフラインや産業インフラを担う地方公営企業等は、持続的な経営を確保するための安全で質が高く災害に強い設備を維持する必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、電気設備の安定運用に向けた保守管理や、設備の長寿命化を図る修繕計画等の立案について、あなたが考える課題と対策を述べなさい。</p> <p>〔課題 2〕</p> <p>栃木県では、2050年までにカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）実現を目指すことを宣言し、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいる。</p> <p>再生可能エネルギーの発電方式には太陽光や水力、風力等が挙げられ、特に太陽光発電が広く普及しているところである。</p> <p>しかし、これらの方式は天候等の気象条件に左右されやすく、発電量が安定しないため、電力供給や電力系統の安定性が損なわれるおそれがあるとされている。</p> <p>このような状況を踏まえ、再生可能エネルギーの導入を進める上での課題と対応策について、あなたの考えを述べなさい。</p>
保健師	<p>〔課題 1〕</p> <p>近年、全国各地で大規模災害が発生し、多数の人命が奪われるという事態が生じていることから、保健師による「災害時に防ぎ得る死と二次健康被害の最小化」を目的とした保健医療活動の重要性が増している。</p> <p>また、都道府県の保健師は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師チームの派遣要員として、被災自治体の支援を行うことも考えられる。</p> <p>そこで、災害時に想定される健康課題と必要な保健医療活動を述べるとともに、県の保健師には平時からどのような取組が求められるか、あなたの考えを述べなさい。</p> <p>〔課題 2〕</p> <p>世界保健機関（WHO）が「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である」と明言しており、社会の努力で避けることができる死であるということが、世界の共通認識となっている。</p> <p>栃木県では「いのち支える栃木県自殺対策計画」を策定し、保健、医療、福祉、教育、労働、法律などの各分野が連携して、地域の実情に応じた総合的かつ効果的な対策を推進することとしており、相談窓口の設置、若年層向けの動画の配信等を行っているが、県内の令和6年の自殺者数は317人と深刻な状況が続いている。</p> <p>このような状況を踏まえ、自殺の現状と課題、必要な支援を示し、県の保健師としてどのように取り組むべきか、あなたの考えを述べなさい。</p>

※行政(福祉型)は、「公的扶助分野、児童福祉分野」から出題します。